2	事業の名称		① t-CO_2	② t-CO_2	③ t-CO_2	④ t-CO_2	⑤ t-CO_2
	細分類番号		⑥ t-CO_2	⑦ t-CO_2	⑧ t-CO_2	⑨ t-CO_2	⑩ t-CO_2
	当該事業を所管する大臣						
3	事業の名称		① t-CO_2	② t-CO_2	③ t-CO_2	④ t-CO_2	⑤ t-CO_2
	細分類番号		⑥ t-CO_2	⑦ t-CO_2	⑧ t-CO_2	⑨ t-CO_2	⑩ t-CO_2
	当該事業を所管する大臣						

備考　1　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

2　番号１から３までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3　①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

①　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

②　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）

③　廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

④　メタンの温室効果ガス算定排出量

⑤　一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

⑥　ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑦　パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑧　六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

⑨　三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量

⑩　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）

4　①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

⑴　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

⑵　電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

⑶　熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5　①の量に、備考の４⑵に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の１及び第３表の２にも必要事項を記載すること。

6　③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。

⑴　廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用

イ　廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途

ロ　廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途

ハ　廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途

⑵　廃棄物を原材料とする燃料の使用

7　⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

8　⑩の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。

9　⑩の欄には、備考の４⑴に掲げる量を記載すること。

10　本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

様式第１別紙中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

様式第１別紙第１表を次のように改める。

事業所番号	

別紙第１表　特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源CO_2 t-CO_2	②非エネルギー起源CO_2（③を除く） t-CO_2	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO_2 t-CO_2	④メタン t-CO_2	⑤N_2O t-CO_2
⑥HFC t-CO_2	⑦PFC t-CO_2	⑧SF_6 t-CO_2	⑨NF_3 t-CO_2	⑩エネルギー起源CO_2（発電所等配分前） t-CO_2